

◆その他の掲示事項◆

【入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、栄養管理体制、意思決定支援、及び身体的拘束最少化について】

当院では、入院の際に医師をはじめとする関係職員が共同して、患者に関する診療計画を策定し、7日以内に文書によりお渡ししております。また、厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、栄養管理体制、意思決定支援及び身体的拘束最少化の基準を満たしております。

【明細書発行について】

医療の透明化や患者さまへの情報提供を積極的に促進していく観点から、領収書発行の際に(自己負担のない方についても)明細書を無料で発行しております。なお、明細書には使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されますので、その点ご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合、その代理の方への発行も含めて明細書を希望されない方は、その旨お申し出ください。

【後発医薬品(ジェネリック医薬品)について】

当院では、後発医薬品(ジェネリック)を積極的に採用しております。また、医薬品の供給不足等が発生した場合に、医薬品の処方等の変更に関して、適切な対応ができる体制を有しています。なお状況によっては、患者さまへ投与する薬剤が変更となる可能性があります。

【一般名処方加算について】

後発医薬品があるお薬については、患者さまへのご説明の上、商品名ではなく一般名(有効成分名称)で処方する場合がございます。特定の医薬品が不足した場合であっても、一般処方名により必要な医薬品が提供しやすくなります。また、診療報酬改定により、患者さまの希望で一部の先発品(長期収載品)を処方する場合や、一般名であっても患者さまが薬局で先発品を希望される場合には、保険外の料金(選定療養費)がかかることも踏まえ、一般名処方を行っています。

※一般名処方とは・・・お薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方せんに記載することです。

そうすることで、供給不足のお薬であっても有効成分が同じ複数のお薬が選択でき、患者さまに必要なお薬が提供しやすくなります。

【感染対策向上加算について】

院内感染を予防することにより、質の高い医療を提供することができます。当院では、医師・看護師をはじめ、各職種が協力して、感染防止に努めるための組織・体制を構築しております。

【保険外併用療養費】

180日を超える入院における特別の料金について

医療保険制度上、通算の入院が180日(過去3ヶ月において他の医療機関に入院された期間を含む)を超える入院については、「特定療養費」の対象となり入院基本料の一部を保険外として患者さまにご負担いただくこととなります。引き続き入院療養の継続を希望される場合は、ご負担が増える旨ご理解いただきますようお願いいたします。

入院料区分	入院料の基本点数	負担割合	1日の負担金額(税込)
一般病棟特別入院基本料	612点	15%	920円